

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（268）」
2. 日時：平成29年8月8日 10時30分～12時40分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全規制調査官、宮本管理官補佐、正岡安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、大塚安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室長代理 他9名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止等」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 溢水の最終滞留区画を含む建屋範囲における通常時及び地震後の建屋の保守管理については、水密を必要とする重要度を考慮した対応を行うことを整理して提示すること。
 - 配管の破損位置及び破損形状の評価において、破損形状の見直しを高エネルギー配管の破損形状評価フローに基づき実施したことを整理して提示すること。また、高エネルギー配管の破損形状を貫通クラックと定めた方針の妥当性についても併せて提示すること。
 - 破損配管からの蒸気噴流の影響において、破損箇所と同一区画にある防護対象設備の内、評価対象から除外している場合の判断基準を整理して提示すること。
 - 溢水伝播経路図に図示されている溢水拡大軽減堰について、設置目的を含め整理して提示すること。
 - 原子炉建屋内の漏洩検知器設置について、設計方針を明示し提示すること。
 - 床ドレンの取扱いについて、地震時のスロッシング対策を含め整理して提示すること。
 - 循環水管伸縮継手の破損対応において、可撓継手部のゴム部が、想定破損を

考慮した場合に最も厳しい部分であることを整理して提示すること。

- 溢水経路の設定において、施設定期検査中（ハッチ開放等）の対応方針を整理して提示すること。
- 火災防護区画設置を反映した蒸気影響評価において、温度評価の保守性を整理して提示すること。
- 溢水防護区画及び溢水経路の基本方針において、区画及び評価の考え方を整理して提示すること。また、東海第二において、例外的な事項があれば併せて提示すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 内部溢水の影響評価について
- ・ 東海第二発電所 溢水による損傷の防止等
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（溢水による損傷の防止等）